

埼玉県環境配慮方針（埼玉県環境保全率先実行計画）

～公共事業関連～

I この方針の趣旨

わたしたちのふるさと埼玉は、首都圏の中でも緑の多い県として知られ、秩父の山々をはじめ、武蔵野の雑木林や屋敷林、大小の河川に彩られた田園など、多くの貴重な自然が残されています。

先人から脈々として引き継がれてきたこれらの豊かな環境を守り、将来の世代に伝えていくことは、現在に生きる私たちの最大の責務です。

そのためには、県をはじめ、県民、事業者、市町村など、すべての主体の具体的な行動により、社会の様々な活動を環境への負荷の少ないものへと変えていかなければなりません。

そこで、県では、平成9年9月、県内最大の事業者・消費者として環境保全に向けた取組を率先して実行するため、「埼玉県環境配慮方針」を策定し、実施してまいりました。

平成13年3月には、地球温暖化問題などに対応するために、当該方針のうち、オフィスづくりの部分に温室効果ガスの削減目標などを加えて、新たに「埼玉県地球温暖化対策実行計画～オフィス・事業所に関する埼玉県環境配慮方針～」を策定したところです。

今回策定した「埼玉県環境配慮方針（埼玉県環境保全率先実行計画）～公共事業関連～」は、公共事業関連についても見直しを行い、対象とする県の公共事業の分野を拡大したほか、自己評価や情報開示の方法を見直すなど、当方針策定後の運用実績を踏まえ、その後の状況変化に対応するための大幅な改善を行いました。

県は、公共事業関連を規定する本方針及び地球温暖化対策実行計画をもって、埼玉県環境基本計画（平成13年3月策定）に基づく「環境保全率先実行計画」とし、今後とも自ら率先して環境の保全と創造のための取組を進めていきます。

II 対象事業

この方針の対象となる事業は、県が行う公共事業のうち、次の事業とします。

1 市街地の整備

- 土地区画整理事業
- 市街地際開発事業

2 道路の整備

- 道路事業
- 街路事業

3 河川・ダムの整備

- 河川事業
- ダム事業
- 砂防関係事業

- 4 公園、緑地の整備
 - 都市公園事業（レクリエーション施設整備事業を含む。）
 - 自然公園事業 ○ 緑地の整備
- 5 下水道の整備
 - 流域下水道事業
- 6 廃棄物処理施設の整備
 - 最終処分場整備事業
- 7 住宅団地の建設
 - 県営住宅建設事業
- 8 農業農村の整備
 - 用排水施設整備事業 ○ ほ場整備事業 ○ 農道整備事業
- 9 治山、森林管理道整備
 - 治山事業 ○ 森林管理道整備事業
- 10 工業団地、工業用地の造成
 - 工業団地造成事業
- 11 水道施設の整備
 - 建設改良事業
- 12 建築物の建設、工作物の設置
 - 庁舎等の建築物の建設事業（上記1～11に該当するものを除く）
 - 工作物の設置事業（上記～11に該当するものを除く）

Ⅲ 対象事業において配慮すべき事項

対象事業において配慮すべき事項は、別記「事業別の環境配慮事項」のとおり、構想・設計・施工・管理等の各段階ごとに示した配慮事項とします。

Ⅳ 「事業別の環境配慮事項」の構成及び留意点

- 1 別記「事業別の環境配慮事項」は、「基本方向」・「基本的配慮事項」・「個別事項」により構成しています。
- 2 「基本方向」は、埼玉県環境基本計画第7章「各事業の実施における環境の保全と創造」を踏まえて設定したものであり、「基本的配慮事項」及び「個別事項」は、基本方向を具現化するための具体的な方策として設定しています。
- 3 「個別事項」は、事業の特性等に応じて、「地域」別や「配慮時期」別等に適用します。

地域や配慮時期等の欄にある○印は、当該個別事項が、どの地域の、どの段階にある事業について適用すべきかを示しています。

- 4 事業の企画・構想段階、調査・計画段階から事業の必要性、代替案の可能性、

並びに事業の構想及び計画区域の妥当性について、事業別の環境配慮事項の基本方向に基づき十分に検討することとします。

また、その検討に当たっては、事業を行おうとする区域及びその周辺の自然環境の特性にも十分に配慮することとします。

V 環境配慮内容の評価と県民参加により推進

1 この方針に基づいて行った環境配慮の内容については、「埼玉県環境配慮方針（埼玉県環境保全率先実行計画）～公共事業関連～推進状況評価実施要領」に基づき自己評価を行い、この結果を次の事業に反映させる等、継続的な環境配慮の向上に努めることとします。

2 埼玉県環境基本計画第3章「2 計画の推進・管理システム」に基づき、この評価結果は、県議会等に報告するほか、県ホームページに掲載するなど情報の開示に努めます。

また、いただいた御意見について、今後の事業への反映に努める等により、県民参加による推進・管理を行います。

VI 適用年月日

この方針は、平成14年4月1日から適用します。